

議案第15号

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額 $\frac{100}{120}$ に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額 $\frac{100}{120}$ に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 167.5 分の 10 を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。